KNC NETWORK NEWS

2016 年 12 月 31 日・2017 年 1 月 7 日合併　発行

気になる記事：東芝、原発で数千億円損失－今期最終赤字の可能性、米社買収に絡み―

東芝は、2017年3月期に米国の原子力事業で数千億円規模の減損損失が出る可能性があると発表した。15年末に買収した米社で当初想定していなかった巨額のコストが生じ、資産価値が大幅に低下。会計不祥事から立ち直りつつあったが再び混沌としてきた。

㈲北野財経システム
税理士法人 Ｙ．Ｋ．Ｃ．
大阪市淀川区西中島 7-1-26
オリエンタル新大阪ビル 707 号
TEL：06-6304-7857・FAX：06-6304-8851
http://kncc.co.jp

経営一言：「未来は自分でつくるもの」「自ら未来を作らない方がリスクが大きい」

（経営学者　ピーター・ドラッカー氏）

－所長コメント：自分の位置・基点を今でなく未来に置くと、未来から現在を鳥瞰することが出来る。常にトップは自社の進むべき道を俯瞰して意思決定することが大切。－

《ご挨拶》

平素は私共の業務に格別のご理解を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今年も残すところ後わずかとなりました。皆様にご愛読頂いております『KNC＝NETAORK ニュース』も、今週号が今年度の最終版となり、新年は、1月 14 日（土）号より発信を開始させて頂きます。

来年もさらに内容の充実に努め、皆様の経営に少しでもお役に立て頂ける情報をお届けしていきたいと考えています。今後とも、引続きご愛読いただきますようお願い申しあげます。

尚、年末年始は、下記の期間を休業とさせて頂きますので宜しくお願い申しあげます。

では、皆様どうぞ良いお年をお迎え下さいますようお祈り申し上げます。

記

◎年末・年始休業期間
平成 28 年 12 月 30 日（金）より
平成 29 年 1 月 4 日（日）まで

小さく生んで育てる　《経営》

尺取り虫は身を屈して、次にその分だけ身を伸ばして着実に進んで行きます。観察してみると、予想外に早く進むものです。

Ａ氏（店舗内装業）は、長年の会社勤務の後（施工管理が職務）、相続で資金を得たことを機会に独立開業しました。最初から自宅外に事務所を借り、従業員5人を雇って規模の拡大を目指すとのことでしたが、この話を聞いた時、危ういものを感じました。事務所・車・機械設備等や人の採用は考えているが、どのように収益を獲得するのか、収支バランスは大丈夫か等の計画が用意されていませんでした（Ａ氏によると、これまで一緒働いてきた同僚や取引先が協力することを約束しているから心配はないと言います）。

２年後、Ａ氏から経営相談を受けました。従業員や設備の規模に見合った売上高がなく、仕事を獲得する営業活動が出来ないということです。Ａ氏の人脈やこれまでの業績を確認して顧客開拓戦略を助言するとともに、事務所を自宅に移したりして事業規模を縮小しました

創業は、大きな夢や強い意欲があるから実現します。しかし必ず経営ビジョン（規模・事業分野・運営組織の展望）を持ち、数年間の経営計画とその裏付けを準備しなければなりません。最初は小さな成功を重ねて、拡大は実績に応じて実行することです。

社宅を無料で借りると給与課税に　《税務》

社員や役員が社宅を無料で借りていると給与課税の対象になります。給与に代えてその家に住む権利を「経済的利益」として受け取っていることになるためです。経済的利益とは、使用者から受け取る金銭以外の物または権利のことをいいます。

家賃を一定額支払っていれば、給与課税されませんが、その基準として、床面積や固定資産税課税標準額を用いて算出する「通常の賃貸料」が所得税基本通達で定められています。役員であればその額、社員であれば5割が給与課税されません。

通達が定める賃貸料は実勢価格より低くなりますが、その社宅が一般的に貸し出されている社宅と比べて豪華なものなら、それに見合った“家賃”を支払っていなければ給与所得として課税されます。税務上では、床面積が２４０㎡を超える住宅を「豪華な住宅」と定めています。２４０㎡以下の住宅なら給与課税されない家賃は基本通達で定める賃貸料ですが、プール設備や地下室にワイン保管室があるような社宅は税務上の豪華な住宅になり、時価を会社が受け取っていないと給与課税されます。国税当局は豪華社宅の判断について、「取得価額や内外装の状況など各種要素を総合的に勘案して判断する」としています。

中途就職者の年末調整　《税務》

年の途中から入社した社員のうち、平成２２年以前から住宅ローン控除を受けている人は、年末調整のときに税務署から「控除証明書」を受け取る必要があります。

会社員であっても住宅ローン控除を受けるためには初年度に確定申告をしなければなりませんが、それ以降の年分は年末調整のときに住宅ローンの年末残高が分かる証明書を会社に提出すれば税務署への手続きはしなくても済みます。しかし、平成２２年以前にローン控除の対象住宅に住んだ人が転職し、引き続き住宅ローンを受けるときは住所地の所轄税務署に申請して「控除証明書」を受けとり、年末調整時はこの証明書を転職後の会社に提出しなければなりません。平成２３年以降の住宅ローンであれば、税務署での手続きは不要となっています。

なお、退職した後に再就職をしないまま年末を迎えたなら、年末調整はされないので住宅ローン控除を受けるために確定申告をする必要があります。退職時に勤務先から受け取った源泉徴収票と、金融機関から送付されるローン残高証明書、手元にある控除申請書を税務署に持参して手続きします。

ＫＮＣ ＮＥＴＷＯＲＫ ＮＥＷＳへのご意見・ご質問・ご感想は
０６－６３０４－７８５７　または　ｋａｉｋｅｉ＠ｋｎｃｃ．ｃｏ．ｊｐ
までお寄せください。